

議案第92号

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

三田市長 田村克也



		ビス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
省略			
5	市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p style="text-align: center;">省略</p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
省略			
11	市長	地域生活支援事業事務であって規則で定めるもの	<p style="text-align: center;">省略</p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
12	市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度事務であって規則で定めるもの	<p style="text-align: center;">省略</p> <p>(3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
省略			

		ビス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	者の情報の管理に関する情報(以下「住登外宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
省略			
5	市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p style="text-align: center;">省略</p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>住登外宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>
省略			
11	市長	地域生活支援事業事務であって規則で定めるもの	<p style="text-align: center;">省略</p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>住登外宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>
12	市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度事務であって規則で定めるもの	<p style="text-align: center;">省略</p> <p>(3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>住登外宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>
省略			

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。